

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年3月8日

【会社名】 第一生命保険相互会社

【英訳名】 The Dai-ichi Mutual Life Insurance Company

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 齋藤 勝利

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1211(代)

【事務連絡者氏名】 執行役員 寺本 秀雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1211(代)

【事務連絡者氏名】 企画第一部担当部長 稲垣 精二

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした売出金額】

(引受人の買取引受けによる売出し)	
入札による売出し	円
入札によらない売出し	円
ブックビルディング方式による売出し	645,334,900,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
入札による売出し	円
入札によらない売出し	円
ブックビルディング方式による売出し	14,000,000,000円

(注) 売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年2月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し4,709,535株（引受人の買取引受けによる売出し4,609,535株及びオーバーアロットメントによる売出し100,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を平成22年3月7日開催の取締役会において決定いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、記載内容を一部追加又は訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 東京証券取引所への上場について

第二部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

- (1) 事業に係るリスク
 - 6) 保険商品の料率設定及び責任準備金の積立ての前提が変動するリスク
 - 9) 銀行等の販売チャネルでの販売が成功しないリスク

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

（訂正前）

平成22年3月23日に確定する予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、本売出要項において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を当社に支払い、本売出し（以下、「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受けによる国内売出しは株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	4,609,535	<u>691,430,250,000</u>	保険業法の規定に基づく当社の相互 会社から株式会社への組織変更に際 して1株未満の端数の割当てを受け る当社の社員及び整数株式の受取り に代えて、割当てを受けた整数株式 すべての売却を当社に委託した当社 の社員
計（総売出株式）		4,609,535	<u>691,430,250,000</u>	

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（150,000円）で算出した見込額であります。

- 3 引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、保険業法の規定に基づく当社の相互会社から株式会社への組織変更（以下、「組織変更」という。）に際して当社の社員に割当てられる1株未満の端数部分の合計数につき新たに発行される普通株式（引受人の買取引受けによる国内売出しにおいて売出されるものを除く。）の海外における売出し（以下、「海外売出し」という。）が行われる予定です。引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は7,106,170株で、その内訳は引受人の買取引受けによる国内売出し4,609,535株、海外売出し2,496,635株の予定であります。需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（平成22年3月19日）に決定する予定であります。なお、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式数及び海外売出しに係る売出株式数の内訳は、組織変更の際に当社の社員に割当てられる1株未満の端数部分の合計数につき新たに発行される普通株式の売却に係る東京地方裁判所の許可決定（以下、本売出要項において「売却許可決定」という。）を受けて、平成22年3月23日（引受契約締結日）に元引受契約を締結することにより最終的に確定する予定であります。当社の社員に対する株式の割当てについては、後記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク（参考2）当社の組織変更について 2.組織変更計画の概要（5）社員に対する株式の割当て」をご参照下さい。

また、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。

- 4 海外売出しは、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）で行うことを予定しております。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。
- 5 引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式のうち、当社が指定する以下の安定保有先（以下、「指定先」という。）に合計2,112,900株を売り付ける予定であります。

指定先の氏名又は名称	指定先の住所	売付株式数
		株
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	450,000
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	400,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	220,000
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	130,000
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	70,000
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	70,000
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	70,000
キャノン株式会社	東京都大田区下丸子三丁目30番2号	63,000
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	63,000
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	62,500
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	43,750
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	40,000
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	40,000
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	38,700
清水建設株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	34,000
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	31,300
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町5番6号	28,000
株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町四丁目1番13号	25,800
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	22,700
東京瓦斯株式会社	東京都港区海岸一丁目5番20号	22,000
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	20,000
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	20,000
テルモ株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号	20,000

指定先の氏名又は名称	指定先の住所	売付株式数
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東一丁目5番1号	株 18,750
伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号	14,000
D I C 株式会社	東京都板橋区坂下三丁目35番58号	14,000
株式会社東芝	東京都港区芝浦一丁目1番1号	12,500
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	12,100
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号	7,000
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	6,700
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地	6,200
株式会社七十七銀行	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番20号	6,200
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	6,200
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	6,200
株式会社肥後銀行	熊本県熊本市練兵町1番地	6,200
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	5,000
味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番1号	4,000
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	3,100

生命保険相互会社が組織変更する場合、保険契約者に対して株式が割当てられる結果、組織変更と同時に極めて多数の零細株主が発生します。当社は相互会社であるために株式を発行しておらず、その結果、一般の株式会社の場合と異なり、株式公開前に第三者割当増資等の方法により指定先に対して株式を発行することができません。従って、株式公開に際して指定先に株式を売り付けなければ、株主総会における定足数の確保が困難となる等の問題が生じることが予想されます。指定先への売付けに関しましては、日本証券業協会の「協会の従業員に関する規則」第7条第3項第18号及び「有価証券の引受け等に関する規則」第31条第3項に定める「親引け」の禁止の適用から除外される旨、日本証券業協会より発表されております。

またこの他に、当社の指定により、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式数のうち、一定の株式を当社の役員持株会及び従業員持株会に対して売り付ける予定であります。

- 6 引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が指定先のうち野村ホールディングス株式会社及び株式会社大和証券グループ本社から合計100,000株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

- 7 引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し（以下、「グローバル・オフリング」と総称する。）に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 8 グローバル・オフリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社であります。

引受人の買取引受けによる国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社であり、当社株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、共同主幹事会社である野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社が共同で行います。

9 振替機関の名称及び住所については、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

10 本書において当社の「社員」とは、当社の従業員ではなく、当社の構成員である有配当保険契約の契約者を指します。

11 売出株式数等については、今後変更される可能性があります。

(訂正後)

平成22年3月23日に確定する予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、本売出要項において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を当社に支払い、本売出し（以下、「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受けによる国内売出しは株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	4,609,535	<u>645,334,900,000</u>	保険業法の規定に基づく当社の相互 会社から株式会社への組織変更の際 して1株未満の端数の割当てを受け る当社の社員及び整数株式の受取り に代えて、割当てを受けた整数株式 すべての売却を当社に委託した当社 の社員
計（総売出株式）		4,609,535	<u>645,334,900,000</u>	

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2 売出価額の総額は、仮条件（125,000円～155,000円）の平均価格（140,000円）で算出した見込額であります。

- 3 引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、保険業法の規定に基づく当社の相互会社から株式会社への組織変更（以下、「組織変更」という。）に際して当社の社員に割当てられる1株未満の端数部分の合計数につき新たに発行される普通株式（引受人の買取引受けによる国内売出しにおいて売出されるものを除く。）の海外における売出し（以下、「海外売出し」という。）が行われる予定です。引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は7,106,170株で、その内訳は引受人の買取引受けによる国内売出し4,609,535株、海外売出し2,496,635株の予定であります。需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（平成22年3月19日）に決定する予定であります。なお、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式数及び海外売出しに係る売出株式数の内訳は、組織変更の際に当社の社員に割当てられる1株未満の端数部分の合計数につき新たに発行される普通株式の売却に係る東京地方裁判所の許可決定（以下、本売出要項において「売却許可決定」という。）を受けて、平成22年3月23日（引受契約締結日）に元引受契約を締結することにより最終的に確定する予定であります。当社の社員に対する株式の割当てについては、後記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク（参考2）当社の組織変更について 2.組織変更計画の概要（5）社員に対する株式の割当て」をご参照下さい。

また、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。

- 4 海外売出しは、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）で行うことを予定しております。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。
- 5 引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式のうち、当社が指定する以下の安定保有先（以下、「指定先」という。）に合計2,112,900株を売り付ける予定であります。

指定先の氏名又は名称	指定先の住所	売付株式数
		株
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	450,000
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	400,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	220,000
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	130,000
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	70,000
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	70,000
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	70,000
キャノン株式会社	東京都大田区下丸子三丁目30番2号	63,000
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	63,000
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	62,500
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	43,750
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	40,000
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	40,000
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	38,700
清水建設株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	34,000
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	31,300
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町5番6号	28,000
株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町四丁目1番13号	25,800
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	22,700
東京瓦斯株式会社	東京都港区海岸一丁目5番20号	22,000
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	20,000
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	20,000
テルモ株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号	20,000

指定先の氏名又は名称	指定先の住所	売付株式数
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東一丁目5番1号	株 18,750
伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号	14,000
D I C 株式会社	東京都板橋区坂下三丁目35番58号	14,000
株式会社東芝	東京都港区芝浦一丁目1番1号	12,500
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	12,100
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号	7,000
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	6,700
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地	6,200
株式会社七十七銀行	宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番20号	6,200
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	6,200
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	6,200
株式会社肥後銀行	熊本県熊本市練兵町1番地	6,200
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	5,000
味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番1号	4,000
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	3,100

生命保険相互会社が組織変更する場合、保険契約者に対して株式が割当てられる結果、組織変更と同時に極めて多数の零細株主が発生します。当社は相互会社であるために株式を発行しておらず、その結果、一般の株式会社の場合と異なり、株式公開前に第三者割当増資等の方法により指定先に対して株式を発行することができません。従って、株式公開に際して指定先に株式を売り付けなければ、株主総会における定足数の確保が困難となる等の問題が生じることが予想されます。指定先への売付けに関しましては、日本証券業協会の「協会の従業員に関する規則」第7条第3項第18号及び「有価証券の引受け等に関する規則」第31条第3項に定める「親引け」の禁止の適用から除外される旨、日本証券業協会より発表されております。

またこの他に、当社の指定により、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式数のうち、一定の株式を当社の役員持株会及び従業員持株会に対して売り付ける予定であります。

- 6 引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が指定先のうち野村ホールディングス株式会社及び株式会社大和証券グループ本社から合計100,000株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

- 7 引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し（以下、「グローバル・オフリング」と総称する。）に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 8 グローバル・オフリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社であります。

引受人の買取引受けによる国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社であり、当社株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、共同主幹事会社である野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社が共同で行います。

9 振替機関の名称及び住所については、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

10 本書において当社の「社員」とは、当社の従業員ではなく、当社の構成員である有配当保険契約の契約者を指します。

11 売出株式数等については、今後変更される可能性があります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所 及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 平成22年 3月25日(木) 至 平成22年 3月30日(火)	1	未定 (注) 2	引受人の 本支店及 び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 メリルリンチ日本証券株式 会社 東京都千代田区丸の内二丁 目4番1号 三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 日興コーディアル証券株式 会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券キャピタル・マー ケッツ株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町 二丁目10番30号 みずほインベスターズ証券 株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社	未定 (注) 3

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所 及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 平成22年 3月25日(木) 至 平成22年 3月30日(火)	1	未定 (注) 2	引受人の 本支店及 び営業所	東京都中央区日本橋二丁目 3番10号 水戸証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20番3号 藍澤證券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目 6番2号 東海東京証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7番1号 東洋証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7 番12号 S M B C フレンド証券株式 会社 東京都中央区日本橋二丁目 5番2号 丸三証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7 番6号 日産センチュリー証券株式 会社 東京都千代田区丸の内一丁 目11番1号 マネックス証券株式会社 東京都港区六本木六丁目10 番1号 ゴールドマン・サックス証 券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。なお、ブックビルディングは、指定先への売付け分を除いた売出株式を対象に行います。売出価格については、平成22年3月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（平成22年3月19日）に引受価額と同時に決定する予定であります。なお、売出価格は、売却許可決定を受けて、平成22年3月23日（引受契約締結日）に元引受契約を締結することにより最終的に確定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 申込証拠金は売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

- 3 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件については、売価格決定日（平成22年3月19日）に決定する予定であります。なお、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件については、売却許可決定を受けて、平成22年3月23日（引受契約締結日）に元引受契約を締結することにより最終的に確定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません、ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 当社は、引受人と元引受契約を締結する予定であります。
- 5 引受人は、売出株式数のうち、100株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- 6 株式受渡期日は、平成22年4月1日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。引受人の買取引受けによる国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
- 7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 8 申込みに先立ち、平成22年3月9日から平成22年3月18日までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
なお、指定先に対しては、上記ブックビルディング方式によって決定された売価格により、販売いたします。
- 9 引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合は、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止いたします。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所 及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 平成22年 3月25日(木) 至 平成22年 3月30日(火)	1	未定 (注) 2	引受人の 本支店及 び営業所	<p>東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社</p> <p>東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 メリルリンチ日本証券株式 会社</p> <p>東京都千代田区丸の内二丁 目4番1号 三菱UFJ証券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 日興コーディアル証券株式 会社</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券キャピタル・マー ケッツ株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋蛸殻町 二丁目10番30号 みずほインベスターズ証券 株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社</p>	未定 (注) 3

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所 及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 平成22年 3月25日(木) 至 平成22年 3月30日(火)	1	未定 (注) 2	引受人の 本支店及 び営業所	東京都中央区日本橋二丁目 3番10号 水戸証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20番3号 藍澤證券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目 6番2号 東海東京証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7番1号 東洋証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7 番12号 S M B C フレンド証券株式 会社 東京都中央区日本橋二丁目 5番2号 丸三証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7 番6号 日産センチュリー証券株式 会社 東京都千代田区丸の内一丁 目11番1号 マネックス証券株式会社 東京都港区六本木六丁目10 番1号 ゴールドマン・サックス証 券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。なお、ブックビルディングは、指定先への売付け分を除いた売出株式を対象に行います。仮条件は、125,000円以上155,000円以下の範囲とし、売出価格については、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（平成22年3月19日）に引受価額と同時に決定する予定であります。なお、売出価格は、売却許可決定を受けて、平成22年3月23日（引受契約締結日）に元引受契約を締結することにより最終的に確定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定にあたり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

国内に強固な顧客基盤を有しており、日本の生命保険市場における高いプレゼンスがある。

株式会社化により、国内外における事業戦略の幅が広がる。

成熟する日本の生命保険市場や規制の動向といった外部環境の変化について注視する必要がある。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は、125,000円から155,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 2 申込証拠金は売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件については、売価格決定日（平成22年3月19日）に決定する予定であります。なお、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件については、売却許可決定を受けて、平成22年3月23日（引受契約締結日）に元引受契約を締結することにより最終的に確定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 当社は、引受人と元引受契約を締結する予定であります。
- 5 引受人は、売出株式数のうち、100株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- 6 株式受渡期日は、平成22年4月1日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。引受人の買取引受けによる国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
- 7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 8 申込み在先立ち、平成22年3月9日から平成22年3月18日までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
なお、指定先に対しては、上記ブックビルディング方式によって決定された売出価格により、販売いたします。
- 9 引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合は、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止いたします。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	100,000	<u>15,000,000,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 100,000株
計（総売出株式）		100,000	<u>15,000,000,000</u>	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 4 引受人の買取引受けによる国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（150,000円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の（注）9に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し		
	入札方式のうち入札 によらない売出し		
普通株式	ブックビルディング 方式	100,000	14,000,000,000
			東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 100,000株
計(総売出株式)		100,000	14,000,000,000

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 4 引受人の買取引受けによる国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件（125,000円～155,000円）の平均価格（140,000円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の（注）9に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所への上場について

(訂正前)

当社は、前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社を共同主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

(訂正後)

当社は、前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社を共同主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

なお、東京証券取引所において「新規上場銘柄の初値の決定方法等に関する特例措置」が導入され、平成22年3月1日、当社普通株式の新規上場に係る売買の取扱いについて公表されました。

新規上場日から初値決定日までの当社普通株式の売買の取扱いは次のとおりであります。なお、寄付き条件付注文及び引け条件付注文は禁止されております。また、初値決定日の翌日以降は、他の内国株券と同様の取扱いとなります。

(1) 売買立会時

午前立会は行われず、午後立会は午後1時に行われ、初値(約定が成立しない場合には特別気配表示値段等)決定後、直ちに売買立会は終了となります。

(2) 初値の決定方法

板寄せ方式で初値が決定され、次に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、対当する呼値の間に売買が成立することとなります。

なお、制限値段におけるストップ配分は行われません。

成行呼値の全部の数量

当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量

当該値段による呼値について、売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量

(3) 特別気配の表示・更新

初値(約定が成立しない場合には特別気配表示値段等)が決定されるまで、特別気配の表示・更新は行われません。

なお、午後1時において、呼値が売呼値又は買呼値に偏っており、呼値の制限値幅内で前記(2)の合致要件を満たさない場合には、制限値段において特別気配が表示され、売買立会は終了されます。

(4) 呼値の制限値幅及び呼値の制限値幅の基準値段

呼値の制限値幅

呼値の制限値幅は、上限が基準値段に100分の130を乗じて算出した値幅となり、下限が基準値段に100分の25を乗じて算出した値幅となります(制限値段の上限は基準値段の2.3倍、下限は0.75倍となります。例えば基準値段を10万円とした場合、制限値段の上限は23万円、下限は7万5千円となります。)

呼値の制限値幅の基準値段

新規上場日における呼値の制限値幅の基準値段は売出価格となります。また、新規上場日において初値が決定されなかった場合、翌日以降の基準値段は前日の最終特別気配値段(前日に最終特別気配値段がない場合には前日の基準値段)となります。

なお、呼値の制限値幅及び基準値段については、売出価格が決定した際に、東京証券取引所ホームページに掲載されます。

(5) 注文受付時間

注文受付時間(取引参加者が東京証券取引所に注文することが可能な時間)は午前8時から午前11時及び午後0時5分から午後1時となります。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

(1) 事業に係るリスク

(訂正前)

<中略>

6) 保険商品の料率設定及び責任準備金の積立ての前提が変動するリスク

当社の収益は、当社商品の料率設定及び責任準備金額の決定に用いる計算基礎率が保険金・給付金等の支払い実績とどの程度一致するか等に大きく影響されます。計算基礎率には、将来の死亡率（予定死亡率）、資産運用収益率（予定利率）、事業費率（予定事業費率）を含みます（詳細については、後記「（参考1）生命保険料の仕組みについて」をご参照下さい）。計算基礎率よりも実際の死亡率が高かったり、資産運用収益が低かったり、事業費がかかり過ぎたりする場合には、当社の財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。近年、当社が販売に力を入れている「第三分野」の保険商品（医療保険、がん保険、介護保険等）のように非伝統的なリスクを保障する商品の料率設定の計算基礎率は、伝統的なリスクを保障する生命保険商品の計算基礎率に比べて限定的な経験に基づくことが多く、相対的に高い不確実性を内包しております。

当社は、保険業法に基づき、保有契約の責任準備金について定期的に計算を行い、責任準備金の変動分を費用又は収益として計上しております。保険金・給付金等の支払い実績が当初の計算基礎率より多額となる等により責任準備金の積立不足が顕在化した場合、又は環境の変化によって当社のそもそもの責任準備金の計算基礎率を変更せざるをえない場合（後記、「（2）保険業界に係るリスク 6）責任準備金の計算に係る会計基準の変更に係るリスク」をご参照ください。）においては、当社は責任準備金の積増しを行う可能性があります。このような積増しが多額である場合には、当社の財務内容及び業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

更に、子会社である第一フロンティア生命保険株式会社を通じて販売している変額年金の中には、最低給付の保証を特徴とするものがあります（なお、最低保証に係るリスク管理強化の観点等から、現在扱っている商品を平成22年2月を目処に売り止め、3月より新商品を発売する予定であります）。この保証型商品については、毎四半期に責任準備金を計算し、不足があれば積増しを行う必要があり、結果として費用が増加し、当社による第一フロンティア生命保険株式会社の自己資本の充実が必要となる可能性があります。同社は、ダイナミックヘッジの活用や再保険契約の締結等によって最低給付保証に係るリスクのヘッジに努めておりますが、こうした努力が成功するとは限らず、また、将来において、ダイナミックヘッジが有効に機能しない可能性や、適切な条件で再保険を締結できない又は再保険の締結自体ができない可能性があります。

< 中略 >

9) 銀行等の販売チャネルでの販売が成功しないリスク

当社は、貯蓄性商品、特に個人年金商品を成長分野と考えております。近年、銀行・証券会社の販売代理店を通じた当該商品の販売拡大に力を入れると共に、こうした販売チャネル向けの新しい年金商品の開発・販売を専門とする子会社である第一フロンティア生命保険株式会社を設立し、平成19年10月に営業を開始いたしました。平成21年3月期及び平成22年3月期第3四半期までの期間について第一フロンティア生命保険株式会社の変額年金の販売は増加しましたが、国内景気の停滞や最近の資産運用パフォーマンスの不振のために貯蓄性商品への需要が減少する可能性があります。更に第一フロンティア生命保険株式会社は、最低給付保証(変額年金商品の中にはかかる保証が付されているものがあります。)に係るリスクへのエクスポージャーを管理するため、特定の金融機関代理店を通じて販売する変額年金商品の販売抑制を行っており、将来においても当該措置を継続する場合があります。当社グループの変額年金商品の新契約販売高の平成23年3月期以降の中期目標は、平成22年3月期の新契約販売高予測よりも大幅に低い水準となっております。

平成14年の個人年金及びその他商品の銀行窓販の解禁の結果、販売代理店としての銀行は、広範な支店網と巨大な顧客基盤によって、国内の個人年金商品の最も重要な販売チャネルとなりました。更に、平成19年12月には全ての保険商品の銀行窓販が解禁となり、現在では、国内の銀行と証券会社は販売代理店として全ての保険商品を販売することができるようになっております。その結果、生命保険会社間における銀行等の販売代理店の獲得・維持競争は激化しております。

当社グループは、銀行・証券会社等の金融機関代理店数を増やし、また第一フロンティア生命保険株式会社が販売を開始した定額年金の新商品を始めとする当社グループの個人年金商品をより魅力的なものとすべく取り組んでおりますが、販売を拡大させ、目標とする収益性を達成することができる又はこのような事業環境において当社グループが競争力を確保できるとは限りません。更に、販売代理店である銀行・証券会社等の金融機関と当社の営業職員との間の競争が将来激化する可能性があります。

< 後略 >

(訂正後)

< 中略 >

6) 保険商品の料率設定及び責任準備金の積立ての前提が変動するリスク

当社の収益は、当社商品の料率設定及び責任準備金額の決定に用いる計算基礎率が保険金・給付金等の支払い実績との程度一致するか等に大きく影響されます。計算基礎率には、将来の死亡率（予定死亡率）、資産運用収益率（予定利率）、事業費率（予定事業費率）を含みます（詳細については、後記「（参考1）生命保険料の仕組みについて」をご参照下さい）。計算基礎率よりも実際の死亡率が高かったり、資産運用収益が低かったり、事業費がかかり過ぎたりする場合には、当社の財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。近年、当社が販売に力を入れている「第三分野」の保険商品（医療保険、がん保険、介護保険等）のように非伝統的なリスクを保障する商品の料率設定の計算基礎率は、伝統的なリスクを保障する生命保険商品の計算基礎率に比べて限定的な経験に基づくことが多く、相対的に高い不確実性を内包しております。

当社は、保険業法に基づき、保有契約の責任準備金について定期的に計算を行い、責任準備金の変動分を費用又は収益として計上しております。保険金・給付金等の支払い実績が当初の計算基礎率より多額となる等により責任準備金の積立不足が顕在化した場合、又は環境の変化によって当社のそもそもの責任準備金の計算基礎率を変更せざるをえない場合（後記、「（2）保険業界に係るリスク 6）責任準備金の計算に係る会計基準の変更に関するリスク」をご参照ください。）においては、当社は責任準備金の積増しを行う可能性があります。このような積増しが多額である場合には、当社の財務内容及び業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

更に、子会社である第一フロンティア生命保険株式会社を通じて販売している変額年金の中には、最低給付の保証を特徴とするものがあります（なお、最低保証に係るリスク管理強化の観点等から、従来扱っていた商品を平成22年2月に売り止め、3月より新商品を発売いたしました）。この保証型商品については、毎四半期に責任準備金を計算し、不足があれば積増しを行う必要があり、結果として費用が増加し、当社による第一フロンティア生命保険株式会社の自己資本の充実が必要となる可能性があります。同社は、ダイナミックヘッジの活用や再保険契約の締結等によって最低給付保証に係るリスクのヘッジに努めておりますが、こうした努力が成功するとは限らず、また、将来において、ダイナミックヘッジが有効に機能しない可能性や、適切な条件で再保険を締結できない又は再保険の締結自体ができない可能性があります。

< 中略 >

9) 銀行等の販売チャネルでの販売が成功しないリスク

当社は、貯蓄性商品、特に個人年金商品を成長分野と考えております。近年、銀行・証券会社の販売代理店を通じた当該商品の販売拡大に力を入れると共に、こうした販売チャネル向けの新しい年金商品の開発・販売を専門とする子会社である第一フロンティア生命保険株式会社を設立し、平成19年10月に営業を開始いたしました。平成21年3月期及び平成22年3月期第3四半期までの期間について第一フロンティア生命保険株式会社の変額年金の販売は増加しましたが、国内景気の停滞や最近の資産運用パフォーマンスの不振のために貯蓄性商品への需要が減少する可能性があります。更に第一フロンティア生命保険株式会社は、最低給付保証(変額年金商品の中にはかかる保証が付されているものがあります。)に係るリスクへのエクスポージャーを管理するため、特定の金融機関代理店を通じて販売する変額年金商品の販売抑制を平成21年10月から平成22年2月まで行っており、将来においても当該措置を実施する場合があります。当社グループの変額年金商品の新契約販売高の平成23年3月期以降の中期目標は、平成22年3月期の新契約販売高予測よりも大幅に低い水準となっております。

平成14年の個人年金及びその他商品の銀行窓販の解禁の結果、販売代理店としての銀行は、広範な支店網と巨大な顧客基盤によって、国内の個人年金商品の最も重要な販売チャネルとなりました。更に、平成19年12月には全ての保険商品の銀行窓販が解禁となり、現在では、国内の銀行と証券会社は販売代理店として全ての保険商品を販売することができるようになっております。その結果、生命保険会社間における銀行等の販売代理店の獲得・維持競争は激化しております。

当社グループは、銀行・証券会社等の金融機関代理店数を増やし、また第一フロンティア生命保険株式会社が販売を開始した定額年金の新商品を始めとする当社グループの個人年金商品をより魅力的なものとすべく取り組んでおりますが、販売を拡大させ、目標とする収益性を達成することができる又はこのような事業環境において当社グループが競争力を確保できるとは限りません。更に、販売代理店である銀行・証券会社等の金融機関と当社の営業職員との間の競争が将来激化する可能性があります。

< 後略 >